

浄土真宗本願寺派宗法

〔昭和21年9月11日發布〕
〔昭和22年4月1日施行〕

改正	第1回改正	昭24・6・23	(第109回定期宗会議決)
	第2回改正	昭25・6・26	(第112回定期宗会議決)
	第3回全文改正	昭27・3・1	(第116回臨時宗会議決)
	第4回改正	昭29・12・8	(第124回臨時宗会議決)
	第5回改正	昭30・6・1	(第125回定期宗会議決)
	第6回改正	昭35・5・23	(第135回定期宗会議決)
	第7回改正	昭45・4・24	(第162回定期宗会議決)
	第8回改正	昭51・5・21	(第179回定期宗会議決)
	第9回改正	平2・3・10	(第221回臨時宗会議決)
	第10回改正	平3・11・11	(第226回臨時宗会議決)
	第11回改正	平8・9・24	(第246回臨時宗会議決)
	第12回改正	平12・11・11	(第260回定期宗会議決)
	第13回改正	平14・1・9	(第265回定期宗会議決)
	第14回改正	平16・5・10	(第273回定期宗会議決)
	第15回改正	平17・11・15	(第279回定期宗会議決)
	第16回改正	平19・2・28	(第283回定期宗会議決)
	第17回改正	平19・11・28	(第284回臨時宗会議決)

目次

第1章	総則 (第1条—第3条)
第2章	本山 (第4条・第5条)
第3章	門主 (第6条—第13条の2)
第4章	寺院及び教会 (第14条—第19条の2)
第5章	僧侶、寺族及び門徒 (第20条—第27条の3)
第6章	業務及び事業 (第28条—第30条)
第7章	宗務
第1節	総局 (第31条—第42条)
第2節	宗会 (第43条—第51条の2)
第3節	勸学寮 (第52条—第56条)
第4節	監正局 (第57条—第66条)
第5節	削除 (第67条—第71条)
第6節	財務
第1款	会計及び経費 (第72条—第76条)
第2款	予算及び決算 (第77条—第88条)
第3款	財産管理 (第89条—第93条)
第8章	宗門投票 (第94条・第95条)
第9章	賞罰 (第96条・第97条)
第10章	補則 (第98条—第102条)
附則	
第1章	総則

(名称)

第1条 この宗門は、浄土真宗本願寺派という。

(目的)

第2条 この宗門は、親鸞聖人を宗祖と仰ぎ、門主を中心として、宗制を遵守する個人及び本山、寺院、教会その他の団体を包括し、浄土真宗の教義をひろめ、法要儀式を行い、僧侶、寺族及び門徒その他の信者を教化育成し、他力信仰の本義の開頭に努め、人類永遠の福祉に貢献することを目的とする。

(最高法規)

第3条 この宗門の最高の規則は、宗制及び宗法とする。いかなる規則及び行為も、これらの規定に違反してはならない。

第2章 本山

(本山・所在地)

第4条 この宗門の本山は、本願寺であり、その所在地は、京都市下京区堀川通花屋町下ル本願寺門前町である。

(本寺)

第5条 本山は、一宗弘教の根本道場であり、すべての寺院及び教会の本寺である。宗門に包括されるすべての個人及び団体は、これを永世護持しなければならない。

第3章 門主

(門主権)

第6条 門主は、法灯を伝承して、この宗門を統一し、宗務を統裁する。

(門主の就任)

第7条 門主は、本願寺住職が当る。

(前門)

第7条の2 門主を退任した者を前門という。

(新門の就任)

第7条の3 新門は、本願寺の新門が当る。

2 新門は、門主を補佐する。

(宗意安心の裁断)

第8条 門主は、宗意安心の正否を裁断する。

2 門主は、前項に規定する裁断を行う場合には、勸学寮に諮問する。

(宗務の執行)

第9条 門主は、宗務機関の申達によって宗務を行う。

2 前項の宗務については、申達した宗務機関が、その責任を負う。

(宗務員等の任命)

第10条 門主は、宗法、宗規及び宗則によって、宗務員その他の任命を行う。

(職務)

第11条 門主は、総局の申達によって、左の事項を行う。

- 一 宗制、宗法及び宗規の変更の発布
- 二 宗則の発布
- 三 宗令の発布
- 四 得度式の執行
- 五 帰敬式の執行
- 六 法要及び儀式の執行
- 七 親教
- 八 学階勧学の授与
- 九 改悔批判の与奪
- 十 特別褒賞の授与
- 十一 法物及び染筆の授与
- 十二 赦免の発令
- 十三 宗門が行う協約への署名
- 十四 その他宗門の諸規則で門主の権限に属した事項
(消息)

第11条の2 門主は、総局の申達によって、教義の弘通のため、又は或る事項について意旨を宣述するため、消息を発布する。
(宗門投票の実施命令)

第12条 門主は、監正局長の申達によって、宗門投票実施の命令を発する。
(門主代務)

第13条 門主が遷化その他の事由に因って欠けた場合において、すみやかに門主となるべき本願寺住職の相承を行うことができないとき、又は未成年者であるとき、若しくは相当の期間その職務を行うことができないときは、門主代務を置くものとし、門主代務は、本願寺の住職代務をもって充てる。

2 門主代務は、門主の職務を行う。

(裏方の就任)

第13条の2 裏方は、本願寺の坊守が当る。

第4章 寺院及び教会

(寺院の定義)

第14条 寺院とは、宗制に示す本尊を安置し、門徒の帰依を受け、左に掲げる要件を備え、第2条の目的を遵奉して、この宗門と被包括関係を設定し、宗務所備付の寺院台帳に登録された宗教法人をいう。

- 一 本堂及び庫裏又はこれらに準ずる建物
- 二 教義の宣布、法要儀式の執行及び僧侶、門徒その他の信者の教化育成
- 三 住職、代表役員、責任役員及び門徒総代

(寺院の区分)

第15条 寺院は、本山、直属寺院及び一般寺院とする。

2 本山以外の寺院で、門主が住職となるものを「直属寺院」といい、その他のものを「一般寺院」という。

(住職の任務)

第16条 住職は、寺務を主宰し、教義の宣布、法要儀式の執行及び門徒の教化育成に努め、所属する僧侶及び寺族の教導に当らなければならない。

(法人役員 of 責務)

第17条 代表役員及び責任役員は、宗教法人法及び当該宗教法人の規則に定める責務を忠実に遵奉しなければならない。

(門徒総代の任務)

第18条 門徒総代は、住職及び代表役員をたすけて寺院の護持発展に努めなければならない。

(教会の定義)

第19条 教会とは、寺院に準ずる宗教団体で、宗務所備付の教会台帳に登録されたものをいう。但し、住職に代えて、主管者を置く。

2 第14条及び第16条から第18条までの規定は宗教法人たる教会に、第14条(代表役員及び責任役員を除く。)、第16条及び第18条の規定は宗教法人でない教会に準用する。

(外地寺院)

第19条の2 前各条の規定にかかわらず、外地に外地寺院を設けることができる。

第5章 僧侶、寺族及び門徒

(僧侶の定義)

第20条 僧侶とは、第2条の目的を遵奉し、得度式を受け、特定の寺院又は教会若しくは外地寺院に属し、宗務所備付の僧籍台帳に登録された者をいう。

(僧侶の任務)

第21条 僧侶は、仏祖に奉仕して、自行化他に専念し、この宗門及び本山並びに所属の寺院若しくは教会又は職務に従う寺院若しくは教会の護持発展に努めなければならない。

(得度式)

第22条 得度式とは、宗門の僧侶となって、師弟同信の約を結ぶ儀式である。

2 得度式は、本山で行う。但し、特別の必要のあるときは、その他の場所で行うことができる。

3 得度式を受けた者には、度牒及び法名を授与する。

(得度式を受けられない者)

第23条 左の各号の一に該当する者は、得度式を受けることができない。

- 一 年齢15年未満の者
 - 二 軽戒以上の懲戒の処分を受け、宗則で定める復権の期間を経過しない者
 - 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 四 成年被後見人又は被保佐人
 - 五 破産者で復権を得ていない者
 - 六 僧侶として不相当と認められる者
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、後継の住職となるべき者で特別の事由があるものは、年齢9年以上で、得度式を受けることができる。

(得度誓約)

第24条 僧侶となろうとする者は、得度式に際し、左の誓約を行わなければならない。

- 一 終身僧侶の本分を守り、勉学布教を怠らないこと。
- 二 師命に随順し、和合を旨とし、宗門の秩序をみださないこと。
- 三 言行を慎み、道徳を守り、宗門の体面を汚さないこと。

(教師・教導師)

第25条 年齢20年以上の僧侶で、教師資格審査会の審査を経たものには教師を授与する。

- 2 教師で、教化伝道及び宗門の護持発展その他において、一般僧侶の範となる者には、教導師資格審査会の審査を経て、教導師を授与する。
- 3 教師又は教導師を授与された者は、それぞれ宗務所備付の教師名簿又は教導師名簿に登録される。

(寺族)

第26条 寺族とは、第2条の目的を遵奉し、当該寺院備付の寺族名簿に登録された者をいう。

- 2 寺族は、仏祖の冥加を感謝し、住職又は住職代務を補佐して、この宗門及び本山並びに寺門の護持発展に努めなければならない。
- 3 僧籍を有しない寺族は、帰敬式を受けるものとする。

(坊守)

第26条の2 坊守とは、前条の規定による寺族であって、第2条の目的を遵奉し、当該寺院備付の坊守名簿に登録された者をいう。

- 2 前条第2項の規定は、坊守について準用する。
- 3 坊守は、坊守式を受けなければならない。
- 4 前条及びこの条の規定は、教会に準用する。

(門徒)

第27条 門徒とは、僧侶及び寺族以外の者で、第2条の目的を遵奉し、本山に帰向

し、特定の寺院又は教会に帰属し、その備付の門徒名簿に登録されたものをいう。
2 門徒は、この宗門及び本山並びに帰属する寺院又は教会の護持発展に努めなければならない。

3 門徒は、帰敬式を受けるものとする。

(帰敬式)

第27条の2 帰敬式とは、仏祖に帰敬の誠をあらわす儀式である。

2 帰敬式は、本山で行う。但し、特別の必要があるときは、その他の場所で行うことができる。

3 帰敬式を受けた者には、法名を授与する。

(院号の授与)

第27条の3 僧侶、寺族及び門徒には、宗則で定めるところにより、院号を授与することができる。

第6章 業務及び事業

(教義の宣布・法要儀式の執行)

第28条 この宗門は、浄土真宗の教義を弘通するため、布教、法要及び儀式を行う。

(学校の経営)

第29条 この宗門は、教学を振興し、広く人材を養成するため、学校その他の機関を設けて、教育を行う。

(公益事業)

第30条 この宗門は、浄土真宗の教義に基き、社会の福祉を増進するため、公益事業を行う。

第7章 宗務

第1節 総局

(職務権限)

第31条 宗意安心に関する事項及び別に定める事項を除き、宗務を執行する権限は、総局に属する。

(組織)

第32条 総局は、合議制とし、総長及び3人以上5人以内の総務で組織する。

2 総長は、宗規の定めるところによって、代表役員となり、総務のうち3人は、責任役員となる。

(宗会に対する責任)

第33条 総局は、宗務の執行について、宗会に対し責任を負う。

(総長・総務)

第34条 総長は、総局を代表し、その事務を総理する。

2 総長は、宗務を必要な各部門に分け、総務に分掌させ、又自ら所管することができる。但し、必要により、部門を所管しない総務を置くことができる。

3 総務は、総長を補佐し、所管の事務について、総長に対し責任を負う。

(総局会議)

第35条 左の事項は、総局会議を経なければならない。

- 一 門主に関する事項
- 二 宗会から送致された門末の請願に関する事項
- 三 宗制、宗法及び宗規の変更並びに宗則その他の規則の制定及び変更に関する事項
- 四 人事に関する事項
- 五 法要及び儀式に関する重要な事項
- 六 教学に関する重要な事項
- 七 財務に関する重要な事項
- 八 外部との交渉協約等に関する事項
- 九 前各号の外、宗法その他の規則により総局会議に付すべきものと定められた事項

(総長の選任)

第36条 総長は、教師のうちから門主の指名する2人又は3人の総長候補者について、宗会が選挙を行い、その当選人を門主が任命する。

2 総務は、総長の申達によって、門主が任命する。

(総長の退任)

第37条 総長は、宗会議員総選挙の後に初めて宗会の招集があったとき（宗会の解散に因る総選挙後の最初の宗会にあっては、必ず信任を問い、それが否決されたとき。）、又は宗会で不信任の決議案を可決し、若しくは信任の決議案を否決した場合において、2日以内に宗会を解散しないときは、退任しなければならない。

(総務の退任)

第38条 総務は、総長が退任し、又は欠けたときは、退任しなければならない。

(職務の継続)

第39条 総長及び総務は、退任した後でも、後任者が就任する時まで、なおその職務を行うものとする。

(総長・総務の代務者)

第40条 左の各号の一に該当するときは、代務者を置く。

- 一 総長又は総務が病気その他の事由に因って3月以上その職務を行うことができないとき。
- 二 総長が任命の時から3年6月後又は宗会解散に因る総選挙後の最初の宗会で信任を得てから3年6月後に、退任し、又は欠けたとき。
- 三 総長又は総務が死亡その他の事由に因って欠けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき。

2 前項の総長代務者は総務が互選した者について、総務代務者は総長又は総長代務者の申達した者について、門主が任命する。

3 代務者は、総長又は総務に代ってその職務の全部を行い、その置くべき事由がなくなったときは、当然その職を退くものとする。

(教区・組・開教区)

第41条 地方における宗務の運営を円滑にし、この宗門の目的達成を図るため、地方を区分して教区、教区を区分して組を設ける。

2 教区に教務所長及び教区会を、組に組長及び組会を置く。

3 海外における教義の宣布及び儀式の執行並びに僧侶、門徒その他の信者を教化育成するために開教区を設ける。

(教区会の権限)

第42条 教区会は、議事機関として、その権限に属する事項を議決し、宗則及び宗達の範囲内で、教区内に適用する区令を制定することができる。

第2節 宗会

(宗会の地位)

第43条 宗門の立法その他重要な宗務に関する議決機関として、宗会を置く。

2 宗会は、宗門全般の意思を尊重するように運営されなければならない。

3 宗会は、宗教法人法第18条第5項による「協議」に関し、この宗門に包括される団体を代表する。

(構成)

第44条 宗会は、単一の構成とし、僧侶及び門徒のうちから選出された宗会議員で組織する。

2 宗会議員の定数及び選挙人、被選挙人の資格、選挙区その他選出の方法に関する事項は、宗則で定める。

(任期)

第45条 宗会議員の任期は、4年とする。但し、宗会開会中は、任期満了後でも閉会までなお在任し、宗会が解散されたときは、任期満了前に終了する。

(招集、解散)

第46条 宗会の招集及び解散は、門主の認許を得て、総長が行う。

2 宗会は、毎年2回、定期的に招集する。但し、必要に応じて、臨時に招集することができる。

3 宗会議員の定数の2分の1以上の議員が、臨時緊急の必要を認めて要求するときには、総長は、宗会の招集を決定しなければならない。

(宗会解散による総選挙)

第47条 宗会が解散されたときは、解散の日から50日以内に総選挙を行い、その選挙の日から30日以内に宗会を招集しなければならない。

(権限)

第48条 宗会は、左に掲げる事項について、議決する。

- 一 宗制、宗法、宗規及び本願寺寺法の変更
 - 二 宗則の制定及び変更
 - 三 宗門及び本山の予算
 - 四 前各号の外、宗法、宗規、本願寺寺法及び宗則によって宗会の権限に属された事項
- 2 宗会は、宗門及び本山の決算報告を審査する。
 - 3 宗会は、この宗門に包括される個人及び団体から提出された請願について審議する。
 - 4 宗会は、特別な、又は重要な事項について、決議し、又は建議することができる。
 - 5 宗会は、宗務に関する調査を行い、これに必要な報告又は文書の提出を総局に求めることができる。

(常設委員会)

第48条の2 宗会は、その閉会中、常設委員会を設け、宗会が宗則で委任した事項及び内外の状況に因り宗会を招集することができない場合において緊急の必要がある事項について、宗会の権限を行わせるものとし、その委員定数、運営その他必要な事項は、宗則で定める。

- 2 常設委員会は、その処理した案件を次の宗会に報告しなければならない。但し、前項の規定による緊急の必要がある事項に関する決議については、次の宗会の同意を求めなければならない。この場合において、その同意を得なければ、その処置は、将来に対して効力を失う。

(議員の免責)

第49条 宗会議員は、宗会で行った演説、討論又は表決については、宗会外で責任を問われない。

(定足数、議決数、会議の公開と記録)

第50条 宗会は、宗会議員の定数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 宗会の議事は、特別の定がある場合を除いて、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 宗会の議事は、公開とする。但し、総長から要求があったとき、及び議長又は議員の要求により宗会が可決したときは、公開をとめることができる。
- 4 宗会は、会議の記録を作成して、これを保存し、特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表する。

(宗会議長その他役員を選任、宗会規則)

第51条 宗会は、宗会議長及び宗会副議長各1人その他の必要な役員を選任する。

2 宗会は、会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定めることができる。
(総長、総務の出席)

第51条の2 総長及び総務は、何時でも宗会の会議に出席して発言することができる。又、総長及び総務は、答弁又は説明を求められたときは、出席しなければならない。

第3節 勸学寮

(設置の目的)

第52条 宗意安心に関する門主の諮問に答申し、及び教義に関する重要事項を審議するため、勸学寮を置く。

(組織)

第53条 勸学寮は、寮員8人で組織し、学階勸学を有する者のうちから、総長の申達によって門主が任命し、勸学職という。

2 寮員の任期は、4年とし、再任されることができる。但し、補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。

(勸学寮頭)

第54条 勸学寮に寮頭を置く。

2 寮頭は、寮員の互選した者について、門主が任命する。

3 寮頭は、勸学寮を統理する。

(職務権限)

第55条 勸学寮は、合議制とし、寮員5人以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 勸学寮は、左に掲げる事項について議決する。但し、第1号に掲げる事項で、宗意安心に関するものは、全員の意見が一致しなければ議決することができない。

一 門主の諮問について答申すること。

二 宗務機関の要求に対し回答をすること。

三 宗務機関に対して、適宜の処置を要求すること。

四 その他宗制、宗法及び宗則によって、その権限に属された事項を行うこと。

(職務執行の独立性)

第56条 勸学寮は、その職務権限に属する事項を行うについて、他の宗務機関から制約を受けることがない。

2 勸学寮は、宗門、本山、直属寺院及び教区の宗務の執行に干渉してはならない。

第4節 監正局

(目的)

第57条 法規上の訴及び懲戒、係争又は紛争に関する事項を審判して、宗門の秩序を保持し、並びに財産の管理及び経理の運営に関する事項を検査するため、監正局を置く。

2 監正局は、宗門投票に関する事務を行う。

(組織)

第58条 監正局は、特別部、普通部及び会計検査部で構成する。

2 特別部は5人の特別審事で、普通部は15人以内の審事及び5人以内の監事で、会計検査部は15人以内の会計検査員で組織する。

(特別審事、審事、監事及び会計検査員)

第59条 特別審事は、宗務経歴を有する教師又は学識経験のある者若しくは専門的知識を有する者のうちから、宗会の同意を得、総長の申達によって、門主が任命する。

2 審事、監事及び会計検査員は、監正局長が指名する宗務経歴を有する教師又は学識経験のある者若しくは専門的知識を有する者のうちから、総長が任命する。

(任期)

第60条 特別審事、審事、監事及び会計検査員の任期は、2年とし、再任されることが出来る。但し、補欠の特別審事の任期は、前任者の残任期間とする。

(身分の保障)

第61条 特別審事、審事、監事及び会計検査員は、懲戒処分によるか又は心身の故障のため職務を行うことができないときの外は、自己の意思に反して罷免されない。

(監正局長)

第62条 監正局に監正局長を置く。

2 監正局長は、特別審事のうちから、総長の申達によって、門主が任命する。

3 監正局長は、監正局を統理する。

(特別部の職務権限)

第63条 特別部においては、左に掲げる事項をつかさどる。

一 宗則その他の規則及び宗務上の処分が宗制、宗法、宗規、本願寺寺法及び宗則に適合しているかどうかを審決すること。

二 宗門投票を行うことについて、及び宗門投票の結果について判定すること。

(普通部の職務権限)

第64条 普通部においては、懲戒、係争又は紛争に関する事項及び宗務上の処分に係る訴訟に関する事項について、審決、裁定又は調停を行う。

(会計検査部の職務権限)

第65条 会計検査部は、宗門、本山、直属寺院及び教区の財産の管理及び経理の運営について検査を行う外、各種の決算の検査を行う。

(職務執行の独立性)

第66条 第56条の規定は、監正局について準用する。

第5節 削除 (監査局の規定)

第67条 削除

第68条 削除

第69条 削除

第70条 削除

第71条 削除

第6節 財務

第1款 会計及び経費

(会計年度)

第72条 この宗門の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(歳入及び歳出)

第73条 この宗門の1会計年度における一切の金品の収納を歳入とし、一切の支出を歳出とする。

(量入為出の原則)

第74条 この宗門の毎会計年度における経費は、その年度の歳入で運用財産に属するものをもって支弁しなければならない。

(会計の区分)

第75条 この宗門の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、特別の目的に充て、又は特別の事業を行うため、一般会計と区別して経理する必要がある場合に限り、宗会の議決を経て設定する。

(本山の経費)

第76条 本山の運営護持に要するすべての経費は、この宗門が負担するものとする。但し、特別の必要に基き、本山において特別会計として独自の経理を行うことを宗会が承認したときは、この限りでない。

第2款 予算及び決算

(予算の編成)

第77条 歳入及び歳出は、すべて予算に編成しなければならない。

2 予算は、必要に応じて経常部及び臨時部に分け、各々これを類、款、項及び目に区分して、その性質及び目的を摘記しなければならない。但し、一般会計にあっては目を、特別会計にあっては類及び目を省略することができる。

3 収納した物資の出入は、別途に計上するものとする。

(予備費)

第78条 予見し難い予算の不足を補うため、予算中に予備費を設ける。

2 予備費は、第一予備費及び第二予備費とし、第一予備費はやむを得ない予算の不足を補い、第二予備費は予算外に生じたやむを得ない経費に充てるものとする。

(予算の議決)

第79条 予算は、会計年度ごとに総長が編成し、門主の認許を得、年度開始前の定

期の宗会に提出してその議決を経なければならない。

- 2 特別の必要がある事項については、総長は、2以上の会計年度にわたる継続費として、宗会の同意を求めることができる。

(予算の施行)

第80条 年度予算が議決されたときは、総長は、その施行について、必要な措置を講じなければならない。

(予算の移用禁止)

第81条 年度予算において決定した経費の定額は、他の年度に属する経費に充てることができない。但し、年度内に終る予定の工事その他の事業で、やむを得ない事由に因りその経費の支出を終らないものは、事前又は事後に宗会の承認を受けて、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

- 2 歳出予算は、各項に定める目的以外に定額を使用し、又は各項間において彼此移用することができない。

(一時借入)

第82条 総長は、予算の施行に当り、その収支の適合を図るため、一時借入をすることができる。但し、その借入金の現在高は、常に、一般会計にあっては予算総額の1割、特別会計にあっては当該特別会計の予算額の3割をこえてはならない。

- 2 前項の規定による一時借入金は、当該年度の歳入で償還しなければならない。歳入不足に因り、当該年度内に償還することができないときは、償還の方法を明らかにし、これを次の宗会に提出してその承認を求めなければならない。
- 3 第1項の規定による一時借入金は、一般会計にあっては特別会計に、特別会計にあっては一般会計及び他の特別会計に充当してはならない。

(追加予算)

第83条 予算の議決後に生じた事由に因り、避けることができない経費又はこの宗門の義務に属する経費に不足を生じた場合に限り、総長は、追加予算を編成し、門主の認許を得て、宗会に提出することができる。

(更正予算)

第84条 経済界の変動その他特別の事由に因り、予算の施行に困難を生じたときは、総長は、更正予算を編成し、門主の認許を得て、宗会に提出することができる。

(臨時予算)

第85条 宗会において一般会計の年度予算が成立しなかったときは、総長は、門主の認許を得て、臨時予算を編成する。

- 2 臨時予算の編成は、1度限りとし、その期間は3月をこえてはならない。
- 3 臨時予算は、当該年度の予算が成立したときは、その効力を失い、これに基く収入及び支出又は負担は、当該年度の予算に基いてしたものとみなす。

(決算)

第86条 決算は、毎会計年度終了後3月以内に、予算と同一の区分により総長が作成し、監正局会計検査部の検査を経て、門主に上申し、その検査報告とともに、翌年度の最初の定期の宗会に提出してその承認を求めなければならない。

2 決算には、当該年度末現在の財産目録及び貸借対照表並びに説明書を添えなければならない。

(剰余金)

第87条 決算に剰余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(平衡資金)

第88条 前条の規定にかかわらず、予算編成上収支の均衡を保つために歳入の一部に繰り入れる資金として、宗会の議決を経て、前条の剰余金の一部又は全部を別途に積み立てることができる。

2 前項の規定による積立金を「平衡資金」といい、特別会計とする。

3 平衡資金の使用は、宗会の議決を経なければならない。

第3款 財産管理

(原則)

第89条 この宗門の財産は、僧侶、門徒等の懇念の結晶であるから、常に良好の状態において管理し、第2条の目的に応じ、最も効率的にこれを運用しなければならない。

2 この宗門の財産は、宗法、宗規その他の規則に定める場合を除く外、これを交換し、貸し付け、又は適正な対価なしに譲渡してはならない。

(財産の区分)

第90条 この宗門の財産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、左に掲げる財産とする。

一 不動産

二 宝物

三 基本財産として指定寄附を受けた有価証券、現金その他の動産

四 基本財産に編入することを宗会において議決した有価証券、現金その他の動産

3 運用財産は、左に掲げる財産とする。

一 賦課金

二 冥加金及び懇志

三 本山からの回付金

四 基本財産から生ずる果実

五 その他基本財産以外の財産及び雑収入

(基本財産の処分)

第91条 基本財産は、処分し、又は担保に供することができない。但し、やむを得ない場合において、門主の認許を得、宗会の議決を経たときは、この限りでない。

2 借入（第82条第1項の規定による一時借入を除く。）若しくは保証をしようとするとき、又は基本財産を運用財産に変更しようとするときは、門主の認許を得、宗会の議決を経なければならない。

（財産台帳）

第92条 総長は、第90条に規定する区分に従い、財産台帳を作成し、これに財産の名称、種類、員数その他必要な事項を記載しなければならない。記載事項に変更を生じたときは、その都度訂正しなければならない。

（出納職員の責任）

第93条 金品の出納及び保管に関する事務を処理する宗務員は、その所管に係る金品を失ったときは、それが自己の過怠に因るものでない旨を監正局会計検査部に証明し、責任解除の決定を受けなければ、弁償の責を免れることができない。

第8章 宗門投票

（宗門投票の要因）

第94条 宗制、宗法、宗規又は本願寺寺法の変更により、宗門の組織に重大な変革が行われるとき、又は宗門の安危に関する重大な事項が起ったときは、門主又はこの宗門に包括される宗教団体の発意に基き、宗則で定める手続に従い、宗門投票を行うものとする。

（宗門投票の効果）

第95条 宗門投票は、宗門一般の投票により、前項に規定する事項について、この宗門の意思を決定する最終的方法であるから、その結果は、この宗門の総意として、何人もこれに従わなければならない。

第9章 賞罰

（褒賞）

第96条 この宗門に包括されるすべての個人及び団体は、宗門若しくは社会に対する功労又は他の模範となる善行に対して、宗則で定める手続に従い、褒賞を授与される。

（懲戒）

第97条 この宗門に包括されるすべての個人及び団体で、宗制、宗法、宗規又は宗則の規定に違反して宗門の秩序をみだしたものは、宗則で定めるところにより、懲戒処分の審判に付せられる。

2 この宗門に包括されるすべての個人及び団体は、前項の規定によらないで、審問若しくは懲戒を受け、又は特定の不利益を課せられることがない。

第10章 補則

（法人格）

第98条 この宗門は、宗教法人法による宗教法人であって、その法人規則を「宗規」という。

(宗法変更の手續)

第99条 この宗法中、第1章(総則)、第2章(本山)、第3章(門主)、第14条(寺院)、第7章(宗務)、第8章(宗門投票)及び前条並びにこの条の規定を変更しようとするときは、宗会議員の定数の4分の3以上が出席した宗会において、出席議員の4分の3以上の多数で議決しなければならない。

2 前項に掲げる規定以外の規定を変更しようとするときは、宗会議員の定数の2分の1以上が出席した宗会において、出席議員の過半数で議決しなければならない。

第100条 前条第1項の規定による宗法の変更は、宗門全般に公示し、その公示の日から2月以内に宗門投票を行う決定がなされない場合に限り、総長は、直ちに発布の手續をしなければならない。

(施行細則)

第101条 この宗法の施行に必要な事項は、宗則で定める。但し、宗則で委任された事項に関しては、総長は宗達で、勸学寮頭及び監正局長は達示で定めることができる。

(宗務所)

第102条 この宗門は、事務所を京都市下京区堀川通花屋町下ル本願寺門前町本願寺内に置き、これを「宗務所」という。

附 則 (第3回全文改正の附則)

1 この改正宗法(以下「新法」という。)は、発布の日から施行する。

2 左に掲げる従前の宗規は、新法施行の日から廃止する。但し、これらの宗規に代わるべき宗則が制定されるまでは、新法及び宗門の法人規則たる宗規に抵触しない規定に限り、なお効力を有する。

一 宗門投票規程(昭和21年宗規第1号)

二 得度式規程(昭和21年宗規第2号)

三 帰敬式規程(昭和21年宗規第3号)

四 入門式規程(昭和21年宗規第4号)

五 総長選挙規程(昭和22年宗規第5号)

六 宗政総局職制(昭和22年宗規第6号)

七 門主相承規範(昭和22年宗規第7号)

八 勸学寮規程(昭和22年宗規第8号)

九 宗会組織規程(昭和24年宗規第12号)

3 新法施行の際現に施行されている宗則その他の規則は、新法又は宗規に抵触するものを除き、新法による宗則その他の規則とする。

4 新法施行の際現に施行されている本願寺寺法(第7条及び第9条の規定を除く。)は新法による本願寺寺法とする。但し、その効力は、本願寺が新宗教法人として登記するまでとする。

- 5 新法施行の際現に本願寺住職たる者は、新法による本願寺住職とし、新法による門主とする。
- 6 新法施行の際現に本願寺住職代務たる者は、新法による本願寺住職代務とし、新法による門主代務とする。
- 7 新法施行の際従前の宗法による一切の機関及びその職にある者（会計検査部及び会計検査員を除く。）は、新法による機関及びその職にある者とみなし、任期があるものは、従前の規定による。但し、宗政総局とあるのは、総局に、審判院とあるのは、審判局に、審判院長とあるのは、審判局長とする。
- 8 新法施行の際現に存する寺院台帳その他の台帳又は名簿は、それぞれ新法による寺院台帳その他の台帳又は名簿とみなし、それらに登載されているものは、新法によって、登載されたものとみなす。
- 9 新法施行の際現に実施されている予算その他財務上の簿表は、新法による予算その他財務上の簿表とする。
- 10 新法施行の際従前の規定により、軽戒以上の懲戒の処分に処せられ復権の期間を経過していない者は、新法第23条第1項第2号に該当する者とみなす。
- 11 新法施行の際現に審判院に係属中の事件及び既判の審決その他の処分は、それぞれ新法によるものとみなす。但し、新法施行以前に生じた事件については、なお従前の規定による。
- 12 新法施行の際現に授与されている褒賞は、新法による褒賞とみなす。
- 13 新法第98条にいう「宗規」は、この宗門が、宗教法人として登記をした日から効力を生ずる。
- 14 前項の宗規は、従前の宗法第97条第2項の規定によって制定されるが、同法第54条の規定にかかわらず、宗会の議決を経たとき宗規となる。

附 則（第4回一部改正の附則）

- 1 この宗法変更は、発布の日から施行する。（昭29・12・1施行）
- 2 この宗法変更施行の際現に総長及び総務たる者は、この宗法変更による総長及び総務とする。

附 則（第5回一部改正の附則）

- 1 この宗法変更は、発布の日から施行する。（昭30・6・1施行）
- 2 この宗法変更施行の際現に特別審事、審事、監事及び会計検査員たる者は、それぞれこの宗法変更による特別審事、審事、監事及び会計検査員とみなす。但し、その任期については、従前の例により、従前就任の日から起算する。

附 則（第6回一部改正の附則）

この宗法変更は、発布の日から施行する。（昭和35・5・23施行）

附 則（第7回一部改正の附則）

この宗法変更は、発布の日から施行する。（昭和45・4・24—新門の規定）

附 則（第 8 回一部改正の附則）

この宗法変更は、発布の日から施行する。（昭和 5 1・5・2 1—前門の規定）

附 則（第 9 回一部改正の附則—定期宗会 2 回に改正）

この宗法変更は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。（この改正は、宗会議員立法による）

附 則（第 1 0 回第 2 節宗会の全面改正の附則）

- 1 この宗法変更は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この宗法変更施行の際現に宗会議員たるものは、この宗法変更による宗会議員とし、その任期については、従前の規定による総選挙の日から起算する。
- 3 この宗法変更施行の際現に宗会議長および宗会副議長たるものは、この宗法変更による宗会議長および宗会副議長とする。
- 4 この宗法変更の際従前の規定による常置委員会で処理した事項については、すべて宗会において議決したものとする。
- 5 この宗法変更施行の際現に施行されている宗会議員の選挙に関する規定は、この宗法変更による規定とする。（この改正は、宗会議員立法による）

附 則（第 1 1 回一部改正の附則）

この宗法変更は、発布の日から施行する。

附 則（第 1 2 回一部改正の附則）

この宗法変更は、発布の日から施行する。

附 則（第 1 3 回一部改正の附則）

- 1 この宗法変更は、発布の日から施行する。
- 2 この宗法変更施行の際現に特別審事、審事、監事及び会計検査員たる者は、それぞれこの宗法変更による特別審事、審事、監事及び会計検査員とみなす。但し、その任期については、従前の例により、従前就任の日から起算する。

附 則（第 1 4 回一部改正の附則）

- 1 この宗法変更は、発布の日から施行する。
- 2 この宗法変更施行の際現に寺族及び坊守たる者は、この宗法変更による寺族及び坊守とみなす。
- 3 この宗法変更施行の際現に存する寺族及び坊守の関係規則については、この宗法変更に伴い、必要な改正措置を講じなければならない。
- 4 前項の規定により、この宗法変更に伴う寺族及び坊守の関係規則の改正措置が講じられるまでの間、寺族及び坊守の関係規則については、なお従前の規定によるものとする。

附 則（第 1 5 回一部改正の附則）

- 1 この宗法変更は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この宗法変更施行の際現に存する宗教法人でない教会の主管者の所属は、当該宗

教法人でない教会とする。この場合において、僧侶規程（昭和21年宗則第9号）及び冥加金規程（昭和22年宗則第37号）の所属寺院変更に関する規定は、これを適用しない。

附 則（第16回一部改正の附則）

この宗法変更は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（第17回一部改正の附則）

この宗法変更は、平成20年4月1日から施行する。